

令和5年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年8月8日（火）午後1時28分から午後2時10分まで
- (2) 場 所 県庁1階 漁業調整委員会室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）
⇒ 原案の通り全ての申請に免許することが適当である旨答申することに決定した。
- (2) 遊漁規則の認可について（諮問）
⇒ 原案の通り，全て認可することが適当である旨答申することに決定した。
- (3) 令和4年度稚うなぎ漁業許可の実績について（報告）
⇒ 特に意見なし。
- (4) 稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）
⇒ 原案の通り，改正することを承認した。
- (5) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
⇒ 原案の通り，制限措置等を定めることが適当である旨答申することを決定した。
- (6) 令和4年度稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）
⇒ 特に意見なし。

令和5年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和5年8月8日(火)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斉藤 千昭	×
採捕者等代表	別府 宏一	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
出席		9
欠席		1
<事務局等>		
職名	氏名	
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫	
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	森永 法政	
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢	
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助	
水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平	

－令和5年8月8日（火）午後1時28分開始－

【開会】

○脇田事務局長

定刻より若干早いですけれども、委員の皆様、本日出席予定の方全員おそろいですので、早速始めさせていただきたいと思えます。令和5年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中9名の出席をいただいております、鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めます定足数を満たしてございますので、本委員会は成立でございます。

注意事項になりますけれども、発言は挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお手元に届いてから行うようお願いいたします。

それでは、議長の方に挨拶と進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さん、こんにちは。もう台風が近づいているようで最悪の状況の中での委員会となりましたけれども、私もちょっと挨拶を短くして議事進行を早くしたいと思います。今日はよろしくをお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名することによってよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

それでは、今回は山田委員と吉田委員にお願いします。引き続き議事に入ります。

【議題1：漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）】

○福留議長

議題1は、漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許についてです。これは諮問事項です。県から、まずは諮問の概要の説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。漁業調整係の山神と申します。4月から内水面の担当をしております。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

資料については、資料の1－1が漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許についてということで、免許申請に係る本日ご審議いただく内容となっています。

資料の2－2が、免許の諮問を審査していただく上での漁業法の法的根拠等を示した参考資料となっています。

その他、資料1－3として、公示している漁場計画と漁場連絡図を配布していますの

で、併せてご確認をお願いします。

それでは内容の説明に入ります。資料1-1の1ページをお開きください。

本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第341号

令和5年7月26日

(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 殿

鹿児島県知事

漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）

令和5年9月1日免許予定の共同漁業権、区画漁業権について、令和5年4月25日付にて免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。

○山神水産技師

2ページをご覧ください。こちらが申請状況の一覧となっています。後程、個別に説明いたします。

まず、内水面における申請の全体の概要についてご説明します。資料1-2の1ページの申請概要をご覧ください。

内水面におきましては、共同漁業権が計15件の計画に対し、16漁協から14件の申請がありました。

区画漁業権については、魚類養殖業1件の計画に対し、1法人から1件の申請がありました。

内水面全体では17件の計画に対して16件の申請があり、申請がなかった漁場が1件ありました。これについては、後程、ご説明いたします。

なお、1漁業権に2者以上の申請がなされた漁場はございませんでした。いわゆる競願申請がありませんでしたので、免許すべき者の判断基準に基づく審査については不要とさせていただきます。

従って、本委員会では免許をしない場合及び適格性について審査していただきますのでよろしくをお願いします。

資料1-2の2ページをお開きください。委員会におかれましては、漁業法に基づき、先ほどご説明した免許をしない場合、適格性について審査をしていただくこととなりますが、この審査に関して、漁業法における考え方等についてご説明をいたします。

はじめに、免許をしない場合は、漁業法第71条で、次の4点が規定されています。

1 申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき。2 漁場計画の内容と異なる申請があったとき。3 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る恐れがあるとき。4 漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有にかかる場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

このうち、2から4については該当がありませんでしたので、1の適格性を有する場合は、免許をしない場合には該当しないこととなります。

言い換えれば、1の適格性を有する場合に該当すれば、免許することができるということになります。

適格性の有無の判断についてご説明しますので、資料の下段の2適格性をご覧ください。

はじめに、共同漁業権の免許に関する適格性について説明します。共同漁業権の免許に関して適格性を有する者は、漁業法第72条第2項で次の要件を満たす漁業協同組合又は連合会と定められています。

下の要件という枠内なのですが、①関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、②関係地区に住所を有し、1年に30日以上漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること、となっております。

続いて3ページをご覧ください。

個別漁業権の免許に関して適格性を有する者は漁業法第72条第1項で、次のいずれにも該当しない者であることと規定されています。

3ページの要件（不適格）という四角の枠内なのですが、①漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者。②暴力団員等であること。③法人であって、その役員又は使用人が、①、②のいずれかに該当する者。④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

以上が、今回審査していただく免許しない場合及び適格性に関する説明になります。

○福留議長

県からは今回の諮問に関する概要の説明がありました。

それでは、これから申請者の適格性の判定について、漁業法第72条に基づき審査を行います。引き続き、県の説明をお願いします。

○山神水産技師

はい。説明します。資料1-1の2ページと、先ほどまで見ていただいていた資料1-2の4ページをお開きください。

まず、資料1-1の2ページの表の記載方法について説明します。表の左側から漁場番号、漁場の位置、免許申請人の氏名及び住所、漁業権取得総会決議状況、一番右の欄に漁業権を取得する上での適格性を記載しています。

適格性の欄の見方について、資料1-2の4ページをご覧ください。共同漁業権の適格性については、1の諮問資料の見方という点線内に記載していますが、分母が関係地区内に住所を有し、1年に30日以上漁業を営む者の世帯数、分子がそのうち組合員の世帯数となります。

これが3分の2以上である場合、適格性があると判断されるため、隣の欄に「有」と記載しています。

個別漁業権の適格性については、先ほどご説明した漁業法第72条第1項の記載に該当しないかどうかで判断しております。

これについては申請書に該当しない旨の誓約書を添付させております。

総会決議状況については、組合が漁業権を取得する場合、水産業協同組合法第50条に基づく総会における特別議決（正組合員の半数以上出席による3分の2以上の多数による議決）が必要になりますので、その手続状況として、総会開催日、出席者数、賛成者数を記載しております。

適格性については、先ほどご説明した内容に基づき、適格性を有している場合は「有」の記載をしています。

これから行う説明については、同じ内容の繰り返しになってしまいますが、委員会の諮問は、知事が恣意的判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないよう確認の機会を確保するためのものとされていますのでご了承ください。

それでは漁業権毎に内容を説明いたします。

まずは共同漁業権についてです。すいません。1点資料の修正をお願いしたいのですが、この資料1-1の2ページの左上に1共同漁業権と書いてあるページで、枠の1番上に漁場の位置とか免許申請人が書いてまして、その一番右端のところに漁業法第72条第1項の適格性というふうに書いてあります。

団体漁業権に関しては漁業法第72条第2項でしたので、「第1項」から「第2項」へ修正をお願いします。

それでは、内容について説明いたします。

鹿内共第1号の申請は広瀬川漁業協同組合からです。漁場の位置は、出水市の米之津川本流及び支流です。総代会を行っておりまして、総代会の開催日が6月25日、総代数91名に対し67名出席し、67名が賛成をしており議決状況に問題はございません。

関係地区に住所を有し、年30日以上漁業を営む者の数の世帯数が268世帯、うち組合員である者の世帯数が268世帯で、3分の2以上を満たしておりますので、適格性について「有」と判断しております。

鹿内共第2号の申請は高尾野内水面漁業協同組合からです。漁場の位置は、出水市の高尾野川本流となっております。総会開催日は6月26日、正組合員数31名に対し28名出席し、28名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第3号の申請は高松川漁業協同組合からです。漁場の位置は阿久根市の高松川本流及び支流となっております。総会開催日は6月30日、正組合員数22名に対し22名出席し、22名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第4号及び5号は共有の漁業権であり、川内川漁業協同組合が代表者として申請しております。漁場の位置は4号が薩摩川内市、薩摩郡さつま町の川内川本流及び支流、5号が薩摩郡さつま町、伊佐市の川内川本流及び支流となっております。川内川漁協については6月25日に総代会を行い、総代数101名に対し101名出席し、101名の賛成を

得ており、議決状況に問題はございません。適格性についても3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第6号の申請は川内川上流漁業協同組合からです。漁場の位置は伊佐市、始良郡湧水町の川内川本流及び支流となっております。総会開催は6月27日、正組合員数96名に対し90名出席し、90名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第7号は県内水面の共同漁業権では、唯一第1種共同漁業権となっております。申請は川内市内水面漁業協同組合からです。漁場の位置は薩摩川内市の川内川本流及び支流となっております。総会開催日は6月23日、正組合員数141名に対し97名出席し、97名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第8号の申請は川辺広瀬川漁業協同組合からです。漁場の位置は南九州市の万之瀬川本流及び支流となっております。総会開催日は6月22日、正組合員数40名に対し38名出席し、38名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第9号の申請は甲突川漁業協同組合からです。漁場の位置は鹿児島市の甲突川本流及び支流となっております。総会開催日は6月11日、正組合員数30名に対し20名出席し、20名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第10号の申請は思川漁業協同組合からです。漁場の位置は鹿児島市、始良市の思川本流及び支流となっております。総会開催日は5月28日、正組合員数30名に対し、29名出席し、29名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第11号の申請は別府川協同組合からです。漁場の位置は始良市の別府川本流及び支流となっております。総会開催日は5月14日、正組合員数136名に対し80名出席し、80名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第12号の申請は網掛川漁業協同組合からです。漁場の位置は始良市、霧島市の網掛川本流及び支流となっております。総会開催日は6月20日、正組合員数44人に対し、37名出席し、36名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第13号は共有の漁業権であり、日当山天降川漁業協同組合が代表者として申請しております。漁場の位置は霧島市の天降川本流及び支流となっております。日当山天降川漁業協同組合の総会開催日は6月21日、正組合員数が37名に対し、30名出席し、29名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員であ

る者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第14号の申請は検校川漁業協同組合からです。漁場の位置は霧島市の検校川本流及び支流となっております。総会開催日は7月6日、正組合員数60名に対し40名出席し、40名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿内共第15号の申請は安楽川漁業協同組合からです。漁場の位置は志布志市の安楽川本流及び支流となっております。総会開催日は5月28日、正組合員数37名に対し、37名出席し、37名の賛成を得ており、議決状況に問題はございません。適格性に関しても、組合員である者の世帯数が3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

なお、漁場計画には、鹿内共第16号として曾於市の大淀川本流及び支流にも漁場を設定しておりましたが、申請がありませんでした。

今回申請があった内容は全て既存漁場の切替案件であり、適格性を含めた申請内容について、特に問題ありませんでした。

また、第5種共同漁業権の免許については、漁業法第168条により、当該内水面が増殖に適しており、かつ、免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してならないとされています。

これについては、現在なされている申請の全てが切替の案件であり、現在漁業権の免許を受けている全ての漁協が増殖に取り組んでいるため問題ないと考えております。資料1-1の4ページに、今年の放流計画を示しておりますので、お目通しをお願いします。共同漁業権についての説明は以上となります。

続きまして、区画漁業権について説明します。資料1-1の3ページの2区画漁業のところをご覧ください。

区画漁業権については、既存漁場に対して現在免許を受けている法人からの1件の申請となっております。本件については個別漁業権として区分されておりますので、適格性についても、漁業法第72条の第1項の適格性により判断しており、特に問題はありませんでした。説明は以上です。ご審議をお願いします。

○福留議長

ただいま県から説明のあった免許申請について、適格性に関してご意見、ご質問等はないでしょうか。

特に、ご意見、ご質問はないということでしょうか。

それでは、ただいま審査いただいた申請に関しては、申請者に適格性があり、漁業法第71条の規定に関して問題ないと認めてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許については、漁業法第72条の規定等に基づき審査した結果、全ての申請について免許することが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

わかりました。それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2：遊漁規則の認可について（諮問）】

○福留議長

続いて、議題2は遊漁規則の認可についてです。これも諮問事項です。県の方から説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。説明します。資料については、資料2-1が遊漁規則の認可について（諮問）ということで、今からご説明する内容になっています。資料2-2として全漁協から申請のあった遊漁規則を束ねております。

それでは、資料2-1に基づいて説明させていただきます。1ページをご覧ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水振第393号
令和5年8月1日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

遊漁規則の認可について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項に基づく遊漁規則の認可申請があったので、同条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○山神水産技師

2ページの1遊漁規則についてをご覧ください。今回の諮問の概要について説明します。遊漁規則は、第5種共同漁業権の免許を受けた者が当該漁場の区域において、その組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとする際に定めるもので、知事の認可を受けることで効力が生じると漁業法第170条に規定されています。

また、同条第4項により遊漁規則の認可申請があった際には、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとされており、今回諮問するものです。

次に、同じページの2遊漁規則の認可を行う際の判断基準について説明します。

漁業法第170条第5項で、遊漁規則の内容が次のいずれにも該当しない場合には、知事は認可をしなければならないと定められています。

①遊漁を不当に制限するものでないこと。②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

ということで、今回この2点に該当するものではないかという点についてご審議いただきたいと考えております。

3認可申請の状況についてですが、先ほど諮問させていただいた14の第5種共同漁業権漁場の全てで遊漁規則の認可申請がありました。

遊漁規則は共有の共同漁業権の場合、共有する者がそれぞれ定めるので、今回申請すべき遊漁規則の認可申請は19件となっています。

資料の3ページをご覧ください。はじめに、優位を不当に制限するものではないかという点についてご説明します。

どのようなことが遊漁の不当に制限するかという点については、事象ごとに検討する必要はありますが、平たく言うと、一般の組合員に対する制限よりも厳しい制限を遊漁者に対して課すことが、遊漁への不当な制限とされています。

比較しやすいように、3ページ以降で行使規則と遊漁規則の制限を比較した表を掲載しております。

はじめに、3ページは漁具漁法に関する制限の比較になっております。左から漁場番号、申請している漁協名となっております。各漁協の上段に遊漁規則、下段に行使規則の制限を記載しております。

漁法については、制限があるもののみを記載しています。漁具漁法に関する遊漁の不当な制限としては、組合員が使用できる漁具に比べて、遊漁者の使用できる漁具の漁獲能力が低いなどが該当しますが、そのような事例はありませんでした。

続いて、4ページに採捕期間に関する制限を記載しております。枠内に日付が記載してあるものが漁業権種で、横棒を引いているものは漁業権種以外です。採捕期間に関する遊漁の不当な制限としては、組合員の採捕期間に比べ、遊漁者の採捕期間が短いなどが該当しますが、そのような事例はありませんでした。

続いて、5ページに、全長制限に関するものを記載しております。記載方法は同じで、制限なしとなっているものは、漁業権種ではあるが全長制限が規定されていないものとなっております。

全長制限に関する遊漁の不当な制限としては、組合員への全長制限に比べ、遊漁者への全長制限が厳しく、組合員はより小さいものを採捕できるというような規制の仕方が該当しますが、そのような事例はありませんでした。

続いて、6ページにその他として、禁止区域等の制限について記載しております。禁止区域等に関する遊漁の不当な制限は、組合員の採捕禁止区域に比べて、遊漁者の採捕禁止区域が広く、組合員のみが採捕可能な区域があるなどですが、そのような事例はありませんでした。

以上より、認可申請されている遊漁規則の中で、遊漁に対する不当な制限が規定されているものはありませんでした。

続いて、遊漁料の妥当性について説明します。7ページをご覧ください。

遊漁料については、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して、妥当なものである必要があるため、表の上段に遊漁料の収入見込み、下段に各漁業権の増殖にかかる費用を記載し、両者を比較しています。

この表から分かる通り、遊漁料収入が増殖費用に対して、明らかに高額になるような遊漁料の設定はなされていないため、規定されている遊漁料は妥当であると考えております。参考までに8ページに遊漁料と行使料を比較した表を掲載しておりますのでお目通しください。

以上より、認可申請されている全ての遊漁規則は、漁業法第170条に規定されている認可してはならないものには該当しないと考えております。

最後になりますが、資料2の2-2としてお配りしている遊漁規則集ですが、今後の認可の手続の中で、字句等細かい修正が入る可能性がありますので、その点はご了承ください。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○福留議長

ただいまの説明についてご意見、ご質問等はないでしょうか。あればお願いします。

特に質問、意見はないでしょうか。

それでは、意見等がないようですので、遊漁規則の認可について、原案の通り認めることを適当とする旨答申することによりよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題3：令和4年度稚うなぎ漁業許可の実績について（報告）】

○福留議長

続いて、議題3は令和4年度稚うなぎ漁業許可の実績についてです。これは報告事項です。まずは県からの説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。説明します。議題3としまして、昨年度の稚うなぎ漁業許可の採捕実績について報告します。資料3の1ページをご覧ください。

まず、1採捕期間についてはご覧の通りです。12月から3月のうち、資源管理措置として禁漁期間を設け、計90日間の採捕期間を設定しておりました。

2採捕者数は1,226名で、うち13名がふくろ網を使用しての採捕でした。

3採捕実績は282.3キロで、前年度実績比で53パーセントの実績でした。従来、採捕を積極的に行っている他県にも聞き取りを行ったのですが、全国的に不漁の年だったようです。

4価格については、県に報告があった販売単価の平均は、1キロ当たり160万円でした。

5県内養鰻業者の池入れ状況については、5月末時点で約6.5トン、国内割当制限枠8.2トンの約80パーセントの実績でした。

参考として過去5年間の採捕実績を示しておりますのでお目通しください。説明は以上です。

○福留議長

県からの説明が終わりました。この件について、ご意見、ご質問等はないでしょうか。特にご意見等がないようですので、この件についてはここまでとします。

【議題4：稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）】

○福留議長

次は議題4ですね。議題4は稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針の改正についてです。これは協議事項です。執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。説明します。資料4の1ページの1経緯等をご覧ください。

うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕については、令和3年までは県漁業調整規則に基づく特別採捕許可によって採捕を行ってきました。

しかし、漁業法の改正に伴い、13センチ以下のうなぎの稚魚が特定水産動植物に指定され、養殖用種苗の確保を目的とした採捕は漁業権もしくは漁業許可によるものでなければいけないということになったことから、本県では、昨年度稚うなぎ採捕に係る漁業許可の取扱方針を定め、漁業許可化したところです。今回はその一部を改正したく、協議させていただくものです。

下の2変更点をご覧ください。変更点は3点あります。

1点目が集出荷契約の廃止です。集出荷契約とは、採捕組合と流通業者等に事前に契約をさせ、契約した出荷先のみに出荷するよう制限していたもので、この契約を締結していることが許可の条件となっていました。集出荷契約については、特別採捕許可時の流通体制を維持することを目的として設定したのですが、漁業許可下において出荷先を限定することはふさわしくないため、集出荷契約を廃止し、流通を自由化します。

2点目は許可の対象についてです。許可対象に、先ほどご説明した「集出荷契約を締結した」という文言が入っていたので、これを削除し、併せて記載を変更します。

3点目は採捕報告を求める許可条件の廃止です。現在、許可条件として15日ごとに採捕量等の報告を求めています。許可条件ではなく、漁業法第176条の報告徴収の規定により報告を求めることが適切であるため、本許可条件は廃止します。

なお、本許可条件の廃止後も、県として採捕状況を把握する必要があることから、漁業法第176条の報告徴収の規定により、引き続き報告を求めることとします。

続いて、2ページをご覧ください。こちらは、ただいま説明させていただいた変更点を反映させた新旧対照表となっていて、右側が現行、左側が改正後の取扱方針となっています。

変更点について説明します。2の定義について、集出荷契約の廃止に伴い、この方針に出てこなくなった文言についての記載を削除しております。

3許可の対象について、集出荷契約の廃止による記載の変更を行っております。

続いて、3ページの11許可の条件については、報告を求める条件を削除しております。

4ページに改正方針案、6ページ以降は参考資料となっておりますので、お目通しく

ださい。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

私の方から1つよろしいですか。今回の取扱方針の改正は、令和4年の稚うなぎ漁業許可へ移行した流れの一つだと思います。変更点が3つありますけど、こういう変更というのは、本県独自のものなんですか。あるいは、その流れの中で、他の県もこういう感じになっているんでしょうか。

○山神水産技師

はい。今回行っている変更点といたしますか、昨年、本県は稚うなぎの採捕を漁業化したところですが、これは今もご説明した通り、稚うなぎがその特定水産動植物に指定されて、特定水産動植物ではその種苗を目的として採捕というのができないため、漁業権もしくは漁業許可に移行することとなったという背景から、漁業許可しております。昨年度、それまでの特別採捕許可時の流通体系というのを維持しながら漁業許可化ということでやったわけですが、国の方からも出荷先を制限しないようにとか、価格を決めるようなことはしないようにというような指導文書が来ております。

他県については、今年から漁業許可を目指すということで動いているところでして、本県としては国の指導方針に則って、今回この集出荷契約というものを廃止して、流通を自由化させるというところなんです。

○福留議長

わかりました。ありがとうございます。他にご意見、ご質問等はないでしょうか。

特に、ご意見がないようですので、この通り取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

では、そのように決定いたします。

【議題5：知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○福留議長

議題5は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。県執行部から説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。それでは、議題5についてご説明いたします。資料5となります。本議題は諮問事項ですので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第356号
令和5年7月28日

(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○山神水産技師

2ページをお開きください。令和2年に施行された改正漁業法では、漁業の許可を行う際には、関係委員会の意見を聴いた上で、漁業時期や操業区域といった制限措置を定め、公示することとなっています。今回、稚うなぎ漁業許可を行うために、制限措置を定めたいため、諮問させていただくものです。

説明に先立ちまして、1点修正をお願いします。2ページの1番上の行の右の欄に漁業を営む者の資格というものがありますが、これの上から7行目操業区域の中の行のところに「日置市東串良町」というふうな記載がありますが、正しくは「日置市東市来町」です。お手数ですが、資料の修正をお願いします。

当該漁業につきましては、ウナギ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。操業区域は5ページ以降に別途示しております。制限措置については、資料に示している通りです。

漁業時期については、例年同様12月から3月のうち、資源管理措置として操業日数を90日間に短縮しております。

なお、許可の有効期間については、昨年度承認いただいた通り、今回公示する漁業時期とします。

許可又は起業の認可をすべき者の数は合計1,230名で、うち8名がふくろ網の使用となっております。各操業区域の許可すべき者の数を超える申請があった場合の許可の基準については、昨年度、承認いただいた基準を適用します。11ページに示しておりますのでお目通しをお願いします。申請すべき期間は令和5年9月1日から10月6日までとします。説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○福留議長

県からの説明が終わりました。本諮問事項へのご意見、ご質問等はないでしょうか。あればお願いします。

特にご意見、ご質問はないでしょうか。

それでは、知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り制限措置等の内容を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

はい、ではそのように答申することに決定いたします。

【議題6：令和4年度稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）】

○福留議長

続いて、議題6です。議題6は、令和4年度稚あゆ特別採捕許可の実績についてです。これは報告事項です。まず、県からの説明をお願いします。

○水産振興課（森永技術主幹兼漁業調整係長）

水産振興課の森永です。どうぞよろしく申し上げます。資料6をお願いいたします。令和4年度稚あゆ特別採捕許可の実績についてご説明いたします。

まず、1番目の許可実績です。海産稚あゆが1件、河川産稚あゆが括弧の6漁協となっております。採捕期間につきましては、海産が1月15日から2月28日までとなっております。河川産につきましては、3月1日から4月30日までとなっているところです。

河川産につきましては、過去の実績との比較を記載しております。今年度は過去の5年と比較しまして、令和2年度並みでありまして、採捕数量は、2,378キログラム、充足率は50.2パーセントでした。

続きまして、採捕、放流・出荷の実績につきましては2ページの表に載せております。

まず、1番の海産稚あゆにつきましては、採捕実績が32.3キログラムとなっております。許可量の100キログラムに対する充足率は約3割ほどとなっております。前年度と比べるとやや増加したというような結果となっております。

続きまして、2番、河川産稚あゆの採捕実績につきましては、1番左側に採捕者である漁協名を、その右隣に需給調整に基づく採捕量を表示しております。全体の許可量は、1番下の4,740キログラムです。これに対する採捕実績としましては、表の中心あたりの太線で囲ってある部分の1番下に記載しておりますが、採捕量としまして2,378.7kgとなっております。これが期間中の全体の採捕実績となっております。

許可量に対するこの採捕量の割合を充足率としまして、その右隣に記載しておりますが、充足率は50.2パーセントとなっております。

前年と比べまして、前年の採捕量が3,682キログラムでしたので、前年比で言いますと64.6パーセントとなっております。各漁協ごとの許可量、採捕実績、充足率については、表に記載しておりますので、お目通しください。

表の右側につきましては、放流・出荷量としまして、それぞれ漁協ごとに自河川放流に充てた分、県内放流に充てた分、県外放流に充てた分、養殖に充てた分ということで内訳を記載しております。以上で報告を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○福留議長

県からの説明が終わりました。令和4年度稚あゆ特別採捕許可の実績について、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

質問とかご意見ないでしょうか。吉田委員お願いします。

○吉田委員

はい。この採捕実績のところ、安楽川さんのところなんですけども、今年度全く捕れなかったという、その理由はなんですか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

実際は、河川工事などをしていた関係で、捕ることができなかったというふうに聞いております。

○福留議長

吉田委員よろしいでしょうか。

○吉田委員

はい。

○脇田資源管理監

ちょっと補足説明させていただくと、数年前に災害で河川が大分傷んでいるということで、その河川工事がここ数年続いている状況で、河川産稚あゆを捕って自河川放流をする手段が見いだせないということで、実際に捕る行為をしていないという状況でございます。

○福留議長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等はないでしょうか。

特に意見がないようですので、この件についてはここまでとします。

【その他】

○福留議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さんから他に何かありますでしょうか。事務局から何かありますか。

○脇田事務局長

特にございません。

【閉会】

○福留議長

他に何もありませんので、これで第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行に協力いただきましてありがとうございます。

これで終わりなんですけど、外は2時間前より風が大分強くなってるみたいですので、皆さん気を付けてお帰りください。本日はありがとうございました。

○脇田事務局長

本日はどうもありがとうございました。これをもちまして本委員会を終了いたします。お戻りの際は、お気をつけてお戻りいただきたいと思います。

－ 令和5年8月8日（火）午後2時10分閉会 －